

令和5年度 第12回 美郷町農業委員会議事録

日時：令和6年3月26日（火）

9:30～10:30

場所：美郷町役場 本庁2階多目的室

農業委員 6人（欠席委員 1人）

1. 山田 昇	2. 山田 裕志（欠）	3. 烏田 裕一
4. 渡邊 民雄	5. 大草 美智江	6. 新田 晋太郎

農地利用最適化推進委員 7人（欠席委員 1人）

7. 浅原 譲	8. 坪内 博	9. 梅原 富雄（欠）
10. 黒川 民次郎	11. 野田 祐司	12. 佐和 克彦
13. 梅田 信雄		

オブザーバー 公益財団法人しまね農業振興公社 農地集積相談員 松崎寿昌

事務局 農業委員会 事務局長 吾郷真彦・宇山俊輔

議事日程

第1 議事録署名委員の指名 烏田裕一委員・渡邊民雄委員

第2 議事

議案第1号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

議案第2号 非農地判断

報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

報告第2号 利用権の終了（農用地利用集積計画）

第3 その他報告事項

<p>会 長</p>	<p>皆さんおはようございます。若干予定より早いですが皆さんお揃いになりましたので、ただいまから第12回目の農業委員会の総会を開催いたします。今年は暖冬だ暖冬だと言って桜も早く咲くという予報でしたが、ここにきて寒い日が続いて、また天気が悪い日が続いて、田の方も乾いているかなと思って入ったら、ずぼずぼとはまったりして作業がしにくい状態ではありますが、4月にはいれば天気が続く予報ではありましたが、こればかりはどうなるかわかりません。皆さん用心して農作業をしてください。先ほど雑談の中でも出てきましたが農業法人とかこの間解散命令を受けたり、今日の議題の中にもありますように農業組合法人※※※※さんがやめられるような感じですが、詳しいことはわかりませんが、何か先行きが不透明な状態になってきて大丈夫かなと心配する面が多いですけど、なるべくこういうことがないように対応していかなければいけないなあという風に感じております。役場の方でも詳しい情報はないようですので。皆さん何か知っておられますか？※※※※のことで。</p>
<p>13番委員</p>	<p>なにか中山間等直接支払制度が終われば解散しようかという話は聞く。とてもではないが大変ということで。</p>
<p>会 長</p>	<p>そうですか。対応を考えなければいけませんね。考えるといってもそう簡単ではないですけど。</p>
<p>12番委員</p>	<p>財産処分の方はそうになっているのか。もう済んでいるのか。</p>
<p>会 長</p>	<p>役場の方でそういうことが判ればと思いますけれど。それでは会議の方に入りたいと思います。本日の議事録署名委員さんは3番委員さんと4番委員さんをお願いします。欠席は2番委員さんと9番委員さんが欠席であります。それでは議案第1号について事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>皆さんおはようございます。早速議事に入らせていただきます。議案第1号 基盤強化法第19条 農用地利用集積計画の公告についてです。一枚はぐっていただきまして2ページ目。今回は4件の申請がありました。 まず1件目、都賀西◎◎◎◎。登記簿地目及び現況地目は田。面積は999㎡。貸付人は酒谷在住の●●●●さん。借受人は都賀西在住の</p>

	<p>〇〇〇〇さん。期間は令和16年3月までの10年間です。                  2件目、粕淵……他計2筆。登記簿地目及び現況地目は共に田。面積は合計1,443㎡。貸付人は粕淵在住の▲▲▲▲さん。借受人は同じく粕淵在住の△△△△さん。期間は令和11年3月までの5年間です。                  3件目、村之郷……。登記簿地目及び現況地目は田。面積は1,350㎡。貸付人は広島市在住の▼▼▼▼さん。借受人は村之郷在住の▽▽▽▽さん。期間は令和9年3月までの3年間です。                  4件目、地頭所□□□□他計2筆。登記簿地目及び現況地目は共に田。面積は合計2,895㎡。貸付人は山口県下関市在住の■ ■ ■ ■ ■ さん。借受人は地頭所在住の□□□□さん。期間は令和11年5月までの5年間です。                  1枚めくってもらいまして、それぞれ位置図が出ております。まず1件目の都賀西ですけれども、都賀西の都賀大橋の上流側の方になります。次2件目、粕淵ですけれども、こちら下の方にですね町の商工会の建物がありまして、その北の方に農地がありましてそのうちの2枚です。3件目村之郷の2の方になります。交差点があるところの農地です。4件目、地頭所ですが左側の方に建物がありますがこれが邑智園でして、その対岸の方に何枚が田がありましてそのうちの2枚です。このうち一番最初の都賀西の件は新規でその他はすべて更新となっております。説明は以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。1枚目は●●●●さんのところですね。今までは他の人が作っておられたんですか？</p>
事 務 局	<p>これは新規なので、今まで誰が作っておられたかはわかりません。</p>
会 長	<p>誰か作っておられたよね？●●●●さんのところは。変わったんだろうか？まあいいです。10年というのは長いですね。</p>
8 番 委 員	<p>まだ若いですから。</p>
会 長	<p>そういう説明でした。何か皆さんの方から意見がありますか。これは他にはないですか？</p>
8 番 委 員	<p>申し訳ないがよくわかりません。亡くなられたので。</p>

会 長	<p>誰かに貸しているという話だったが。1枚だけだったのかな。他に意見はございませんか？それでは引き続き頑張って耕作の方をしていただきたいと思います。採決を取りたいと思います。議案第1号に賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(出席農業全員挙手)</p>
会 長	<p>賛成多数で議案第1号は承認されました。続いて議案第2号について事務局からの説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第2号、非農地判断についてです。こちら資料は8ページになっております。今回1件ありまして、所在地は都賀西◎◎◎◎他計2筆。登記簿地目及び現況地目は共に畑。面積は合計107㎡です。所有者は埼玉県在住の●●●●さんです。1枚はぐってもらいまして、こちらが現況の位置図ですけれども、都賀西の都賀大橋の下流の方ですね。真ん中の方に白い所がありますが、これが江の川の堤防となっており、その傍となっておりまして。1枚はぐってもらいまして10ページ目にこちら6番委員さんと8番委員さんに現地確認をしてもらっています。説明は以上です。</p>
会 長	<p>それでは現地確認の6番委員さん。</p>
6 番 委 員	<p>現地確認したところ、家の裏の畑だったんですけども、写真で見てもらったように、草が2メートル近く生えているので非農地判断としました。</p>
会 長	<p>はい。一畝ぐらいなものか。</p>
5 番 委 員	<p>こちらはもう住んでおられないんですか？</p>
事 務 局	<p>とても住めるような感じではないです。</p>
7 番 委 員	<p>●●●●さんの家の裏で。</p>
会 長	<p>かなり荒れておりますね。面積が面積ですし、これを耕作する人もい</p>

	<p>ないでしょう。何か皆さん意見がありますか？無いようでしたら採決の方に移りたいと思います。議案第2号の非農地判断について賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。挙手多数ということで議案第2号は承認されました。続いては報告事項となります。報告第1号について事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>では報告第1号。農地法第3条の3。相続等による権利移動についてです。資料11ページ目です。今回2件の報告がありました。まず1件目、上野◎◎◎◎他計4筆。登記簿地目及び現況地目は全て畑。面積は合計811㎡。所有者は上野在住の●●●●さんですが、亡くなられたので相続で息子さんに当たる岡山県在住の○○○○さんに相続がなされました。</p> <p>続きまして2件目、粕淵∴∴∴∴、登記簿地目及び現況地目は共に畑。面積は672㎡。こちらは粕淵在住の▲▲▲▲さんが亡くなられたということで、息子さんの山口県在住の△△△△さんに相続されました。</p> <p>位置図ですけれども1件目、12ページですが上野の●●●●さんですが、上野の元JR三江線の上手に当たります。上野の方でも上流の方に当たるところで、●●●●さんの家の近くの畑です。2件目、13ページ目。▲▲▲▲さんの方ですが、非常に分かりにくいと思いますが。粕淵の野間というところ上がる途中のところでした、山の上の方にありまして、写真の紫になっているところが該当の農地なんです。このちょっと上の方に▲▲▲▲さんの自宅があります。説明は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。粕淵の▲▲▲▲さんは畑なんか作っておられなかったのでは？ということです。何か質問はありますか？それでは続いて報告第2号についてお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>では報告第2号、利用権の終了 農用地利用集積計画についてです。資料は14ページ目からです。こちらですが、先ほど会長から話しが</p>

	<p>ありましたが、農業組合法人※※※※さんですが、話によりますと今年の1月1日に解散ということで、財産整理を4月いっぱいまでやって、正式に解散するという文書は上がってきてはいないんですが、先に農用地の利用権の解約ということでこちらに出ております。所在地は小松地◎◎◎◎他計79筆、面積は85,750㎡、貸付人は兵庫県在住の●●●●さん他計19名。解約申入日は令和5年12月20日、解約成立日が令和6年1月1日、解約引渡日が2月25日、解約通知日が2月28日、全て合意契約ということ。解約事由は農業組合法人※※※※が令和6年1月1日付けで解散したためということで、農地の使用賃借解約届出書は受け取りますが、まだ正式に法人の解散についての文書は役場の方に提出はされていません。先ほど申しましたように4月中のうちに財産整理をするという話までは聞いております。位置図ですが26ページですが、たくさん農地がありましてそれを1枚に表したんですけれども、小松地東地区の農地と別府地区が若干ありまして、大半は該当しておったと思います。事務局からの説明は以上です。本来は2番委員さんに詳しいことを聞こうと思ったのですが、今日はお休みななので。</p>
会 長	これはハウスも含めて全部なのかな？
事 務 局	そうですね。
会 長	ハウスは解体するというわけではないのかな？問題はその後、2月ということは作付けはどういうことになるのか。
事 務 局	返した方にやってもらうということだそうです。
会 長	それでも中にはこちらにいない方もいるのでは？●●●●さんという方もこちらにおられないし。○○○○さんという方もおられないし。こちらにいる方の方が少ないのでは？▲▲▲▲さんは作られるかもしれないが機械があるだろうか。半分ほどは作られるだろうが。
4 番 委 員	一般社団法人□□□□には話がいつているの？
事 務 局	まだ話はいつていないと思います。

会 長	※※※※は最後まで責任を持ってもらえてと思っていたが。途中で断念されたか。13番委員さん、花は作っておられないのでしょうか？トルコ桔梗なんか作っておられたが。
13番委員	あれは△△△△さんが作っておられるよ。シートを全部張り替えないといけないから大変だと言ってるよ。建ってから一度も替えていないが。
会 長	よくもったもんだな。色が変わって光がよく入らないのでは？詳しいことはわかりませんが、これは大変なことだという気がします。誰かあと耕作される人はおられるのでしょうか。
13番委員	それでも半分以上は農地が返ってきてても作られる人がいるのかな。
会 長	●●●●さんはどこの農地があるのかな。
13番委員	●●●●さんのはどこにあるかわからないんだ。
会 長	だいたい5反近くあるようだが。○○○○さんにしてもよくわからないな。
13番委員	あの人は△△△△さんという大工さんがおられて、その娘さんです。
会 長	大田におられる方ですね。
13番委員	大田におられるが耕作はされない。
会 長	大分作られないところがあるんじゃないかと。
12番委員	後をどうするのが。
会 長	それがわからないんだ。誰か行って作られる人がいないかな。
13番委員	道路端は大丈夫と思う。

会 長	何ともさみしい話だ。
1 2 番委員	元々1件の面積が広いところだから。はいそうですかと受けては。
会 長	まあこれは報告事項ですから我々がどうこう言う話ではありませんが、困ったことではあります。
1 2 番委員	呂智では一番最初にできた営農組合だった。
会 長	しかもこれは法人化していた分。
1 3 番委員	そうそう。
会 長	はい、そういうことでございます。3番委員さん、あそこらへんに行つて耕作されませんか？
3 番委員	遠くて無理です。
1 3 番委員	芍薬はもうかりますか？
1 2 番委員	芍薬では儲けというか。しっかり作れば儲かるけど。
1 3 番委員	あそこに行つて芍薬を作ればいい。
1 2 番委員	誰が管理するのでしょうか。
1 3 番委員	売れなくても儲かればいい。
1 2 番委員	いっぱい作っても問屋には全国から来るから。美郷のだけ进行处理してやろうとは言われないから。美郷から年間で3反ぐらいしか。
1 3 番委員	そのぐらいのことか。
1 2 番委員	3反でまともに作れば6トンから。
1 3 番委員	美郷の特産にはならないな。



12番委員	まあ耕作放棄地対策で。
会長	そりゃあ、13番委員も近いところで作ってもらわないといけないかもしれない。
12番委員	お茶を作れば儲かるが。
会長	これは申し出があれば仕方がないのか。解散しましたとして。
事務局	結局提出されたときに、ここに届け出が出された方は自分ですと言われてたので。もっと詳しい話を2番委員さんに聞いたかったですけどね。
会長	今まであるじゃない、いろいろと。ああいうのはいいのだろうか？切っても大丈夫だろうか？
事務局	私の記憶では平成12年に設立だったと思います。
会長	そりゃ古いな。
事務局	合併前。ちょうど□□□□さんが産業課長の時だったかな。私もその時に同じ部署にいたので。すごいことをされるのかなと思って。
13番委員	それだかこういうのはどんどん出てくるよ。これから先。そんな遠い時期じゃない。これは農業委員会で協議しなければならないのか。
事務局	利用権ということなので。
会長	報告だからここに出てくるものは、どうこう言うことができない。
事務局	法人そのものがどうだこうだということが農業委員会として言えるかどうかということなんですけれど。先ほどの奥出雲の分の同じ感じで。あれを協議したのは県の方かと思ったりするんで。
13番委員	機械の方はどうなるの？見張る方も自分の機械を持っていないので、

<p>会 長</p>	<p>順番にでも自分の機械を使わないといけないと思う。新たに購入してやろうという人はいないと思う。</p>
<p>13番委員</p>	<p>一番新しい機械はいつ頃購入したのかなと思ったりして。</p>
<p>13番委員</p>	<p>コンバインなんかは新しく入っているはず。2・3年前か。大きなコンバインが入っているはず。</p>
<p>会 長</p>	<p>制約が何年ぐらいあるか。4番委員さんわかりませんか。</p>
<p>4番委員</p>	<p>これ黙ってみていて8ヘクタールが全部潰れてしまうという、将来的にね。そういうわけにはいかないと思う。そうするとまず今状況がわからないという、事務局の話だと。書類を出してもらってそのままになっているので詳しいことがわからないということだったですよ。状況をまず確認しないといけないと思うんですよ。現状を把握しないと何も考えようがない。これを将来1年後に解散して、任意組織になるのかということもわからないし。個人に本当に返すのか、返して個人の責任でやってもらうのかということもわからない。農業委員会でも大変な問題だし、町としても大変な問題だと思うんですよ。そうすると場合によってはその対策の検討会を開かないと黙って見ていて、解散しました、はいそうですかというわけにはいかないんじゃないかと思うんですよ。まず町として、農業委員会の事務局として状況を把握してもらい、将来の考え方を聞いてもらうことが第一じゃないかと思うんですよ。その上で□□□□とかいろんなところを巻き込んで検討会とか必要に応じて開いていくことが必要なんじゃないかなと思います。黙ってみているわけにはいかないんじゃないかと。</p>
<p>会 長</p>	<p>農業委員会として、解散とかを認めないわけにはいかないよね。</p>
<p>4番委員</p>	<p>解散するかどうかもわかっていない。</p>
<p>会 長</p>	<p>でも解散したためと書いてあるからな、令和6年1月1日に。</p>
<p>4番委員</p>	<p>解散したんですか。</p>
<p>会 長</p>	<p>解散したと書いてある。一番上のところに。</p>

4番委員	解散の手続きを始めているということですか。
会長	「農業組合法人※※※※が令和6年1月1日に解散したため」に利用権を解約するということ。
4番委員	そうすると、とにかくその後どうするかということ。本当に個人に任せてできるかどうかという、その現状把握ということか意向把握というか。それをやらしてもらわないと、ここでああだこうだといっても埒が明かないことになります。
13番委員	それはここで協議することでもない。4番委員が言われるように、各自に戻せばできる人とできない人があると思う。
会長	今までの共同の機械をどのように使うかということだよな。
4番委員	任意組織に落として使うということも考えられるし。
会長	それができるのかな？
4番委員	どう考えているかがわからないということです。引き続き検討する必要があると思います。ここで、はいさよなら、わかりましたというわけにはいかないと思います。
会長	作業倉庫は◆◆◆◆さんのところのこちら側にある分ですか？
13番委員	そうそう。
会長	結構大きな作業小屋がある。ちょっと現状を詳しく調べて、この8町5反からある面積のどれぐらいがどうなるのかということも含めてちょっと。
12番委員	これは今回出たひとつの問題ですけれども、今後続いて起きる可能性があるんで、そうすると先ほど4番委員さんが言われたように、町全体の大きな問題となるので、そういう時にどういう対処をしていくか含めた考えないといけないと思うので、本気でちょっとどういう対処

	<p>をするのかを決めていかないといけないかと思います。</p>
会 長	<p>これ、1月に出たときにちょっとどうにか下話がないと無いといけなかったな。初めてのケースだから。</p>
12番委員	<p>例えば任意の団体にして機械利用型にしても、できない人はその分はどうかするという方向にしておかないと、<input checked="" type="checkbox"/><input checked="" type="checkbox"/><input checked="" type="checkbox"/><input checked="" type="checkbox"/>が存在できないわけではないけれども。荒れましたというわけにはいかないからここで。</p>
8番委員	<p>これは何人ぐらいでやっている？</p>
会 長	<p>※※※※は専門にやる人はハウスしかいない。</p>
13番委員	<p>最初は元気がよかった。</p>
8番委員	<p>でも法人だから誰か組合長だとか。</p>
12番委員	<p>組合長は■■■■■さん。</p>
会 長	<p>■■■■■さんがやっていたわけ。事務局は□□□□さんがやっていた。</p>
12番委員	<p>作業員が■■■■■さんの息子と。</p>
会 長	<p>あと協力隊の人。</p>
4番委員	<p>◆◆◆◆さんは米を作ったりしないんですか。</p>
会 長	<p>あの人も大変というわけで、花を作ることを面積を狭くして、田の草刈りかなんかして。時給いくらかで組合員に頼まれて行っていた。あそこも80歳ぐらいの人がほとんどになってきた。□□□□さんが78歳かいくらか。▲▲▲▲さんがまあまあできるくらいで、あとはいない。</p>
8番委員	<p>要は人がいない。</p>

13番委員	みんな勤めに行ってるから。
8番委員	どこを見ても若い人がいないから。
会 長	若い人はやめてしまうから。
8番委員	それで早めにやめてしまおうということになったのでは。
会 長	事情がよくわからない。
8番委員	頼む人はお願いしますというけれど。頼んでしまえば当然だという顔をされるから。
会 長	そういうところがあるよね。
13番委員	あと心配しているのは◆◆◆◆。☒☒☒☒と営農組合を作っているが、あれもダメになってきている。人がいないから。
12番委員	◆◆◆◆は別ですか。
13番委員	◆◆◆◆は☒☒☒☒の方と一緒にやっているが、大変と言っていた。
12番委員	◆◆◆◆は大概荒れています。
8番委員	だんだん増えてくるよ。こういうケースが。
13番委員	草刈りに行っていたが。◆◆◆◆が全部田を作ったことはないし。あそこは普通の営農組合と違って料金を取る方だからな。だから出した方も大変なんよ。仕事料を払わないといけないからこめをうったのでは足りない。
12番委員	県などに相談すると広域化とかいろいろな提案はあるだろうけど、とても受けられる状況ではないので。両方集めてもらって対処するか。
13番委員	ゼロカーボン農業でもやってもらわなければ。

会 長	まあ詳しいことを調べてもらいましょう。
8 番 委 員	こういうところは令和6年になにか作ってくれとか。作らなくていい？
事 務 局	いえいえ。
8 番 委 員	作らないといけないよね。
1 2 番 委 員	地域計画でしょ。
会 長	地域計画は作らないといけない。どうされるのかな。中山間地域等直接支払制度は来年まであるよね。
事 務 局	第5期は来年まで。
会 長	令和6年度まで。地域計画も中山間地域等直接支払制度が絡んでいけばバツはできない。地域計画の説明会は大分終わった？
事 務 局	今月行ったのが別府と都賀行ですよ。
会 長	段々しているよね。困った問題です。いくら話をしても明るい見通しはないので。ちょっと事務局の方で詳しいことを聞いてもらいましょう。この次出来れば。
事 務 局	次回わかる話を聞いて。
会 長	大体□□□□さんがみんな計画しているのでは。
1 3 番 委 員	あそこにいけば大概わかる。
会 長	はいそれでは報告まで終わりました。これで議事の方は全て終わります。
	(この後、事務局からの事務連絡があり解散。)

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名する。

会 長 山田 昇

議事録署名者 島田裕一

議事録署名者